深夜小売業店舗等の認定基準

1 深夜小売店舗

(1) 店舗の構造

必 須 耳 目	適・否
・店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かず、見通しが確保されている。	
・出入口ドア、窓ガラスには、不要なシール、ポスター等を貼り付けず、店舗外からの見 通しが確保されている。	
・カウンターは、店舗外からも見通しのよい場所に設けられている。	
推	適・否
・店舗外周及び駐車場周辺の照明設備は死角をなくすよう設置されている。	

(2) 防犯設備

必 須 耳	適・否
・店舗出入口に来客用感応装置が設置されている。	
・警察、または、警備会社への通報装置等が設置されている。	
・店舗外の目立つ位置に、ベル、または赤色灯等が設置されている。	
・防犯カメラは、出入口及びカウンター前の人物を確実に撮影できる画角に設置 され、録画装置により記録されている。	
・レジスペースと売場は、カウンターテーブルによって区分されている。また、 レジスペースと売場との交通のための通路には、扉等が設けられている。	
・カラーボール等の防犯機材を備え付け、直ちに使用可能な状態になっている。	
推 奨 目	適・否
・レジは、カウンター越しに中が見えないよう、また手が届かないように配置されている。	
・防犯カメラは、駐車場等を撮影できるように店舗外に向けても設置されている。	
・店内の防犯カメラ、防犯ミラーは、死角部分がないように設置されている。	

(3) 警戒要領等

ア 警戒要領

	必	須	項	目	適・否
-	D 874/11 6	1			
・複数人による勤務体制	が確保され	rtでいる。			
	推	奨	項	目	適・否
	1圧				~ <u>_</u>
 					7 <u>.</u> 1

イ 現金管理

必 須	項	目		適・否
・金庫は、確実に施錠されている。				
・レジ内の現金は、必要最小限とし、使用 た、使用しないレジは確実に現金を抜き				
推 奨	項	I		適・否
・金庫に異常があった場合の通報装置が設置されている。				

(4) その他

必	須	項	目		適・否
・店舗内にATMを設置する際は、 能な場所に設置されている。	カウン	ターからの	監視や防犯	カメラによる監視が可	